

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

203
04/2/1

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security
223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号
Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org
編集責任者 ■ 梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

ウソで始めたイラク戦争と日本の責任

1月23日、米国イラク調査団のデービッド・ケイ団長が辞任し、28日には、イラク戦争開始時にイラクは大量破壊兵器を保有していなかったという判断を議会で証言した。米国の判断を鵜呑みにし、米英の先制攻撃戦争を支持した日本政府の責任は重大なものになった。国際法違反の戦争の支持へと日本国民を導いた政府の責任を、国会は「法の支配」の回復の事業として正面から取り組むべきである。超党派で日本政府のイラク戦争支持決定の過程を調査する調査委員会を設立する立法化を追求すべきである。また、「国際協調」の具体例として国連査察団と米国イラク調査団の活動を比較しながら検証することが重要である。

「法の支配」の回復

1月23日、占領下のイラクで大量破壊兵器の調査に責任を負っている「イラク調査団(ISG)」のデービッド・ケイ団長が辞任した。ケイは米中央情報局(CIA)特別顧問であった。その日、彼は調査結果について「1990年代半ば以降、大量の生物化学兵器の備蓄が存在していたとは思えない」と共同通信と述べた。ケイは1月28日、上院軍事委員会の公聴会において、より明確に、イラクの大量破壊兵器保有という開戦時の判断が誤りであったと証言した。米英のイラク先制攻撃を国際法上正当化する

(もう一つのイラク特措法)
国会は特別立法で日本政府の戦争支持を検証せよ

米に調査資料の公開を要求せよ

る唯一の「差し迫った脅威」がウソであったことが、米国内部の最高責任者の口から、はっきりと証言されたのである。

小泉政権は、米英が先制攻撃に進む過程を積極的に後押しした。国連システムをその精神において踏みにじり、国際法違反の戦争を支持することに日本国民を導いた責任は極めて大きい。その結果もたらされているもっとも深刻な事態は、日本の市民社会の内部に今後長期にわたって正さなければならない歪みを生み出したことである。「ダメな人間だから殺してもいいと思った」とホームレスを死に追いやった少年は語ったと報じられている。小泉首相のイラク戦争正当化の説明は、この少年の説明の域を出ていない。

「法による支配」が無視された社会の歪みは、冷静な

今号の内容

イラクの大量破壊兵器 日本政府の責任

イラク派兵 自衛隊の法的地位と市民の人権

バヌヌ釈放の前に 平和市長会議 2020 ビジョン

米軍基地再編アップデート 韓国だより・ブッシュ落選運動

表1: 専門チーム別の査察回数

専門チーム	査察回数 (割合)
生物チーム	205 (21%)
化学チーム	161 (17%)
ミサイルチーム	219 (23%)
複合チーム	146 (15%)
IAEA(核)	237 (24%)
合計	968

表2: 査察回数の上位5サイト

サイト名	査察回数	サイトの種類	所在州名	査察を行った専門チーム
アルカカー	30	ミサイル、核	バビル	化学チーム(11回)ミサイルチーム(10回)IAEA(8回)複合チーム(1回)
タジ技術大隊	23	ミサイル大隊	バグダッド	ミサイルチーム
トゥワイサ	18	核関連施設	バグダッド	IAEA(16回)生物チーム(2回)
アルマムーン	18	ミサイル固体燃料モーター	バビル	ミサイルチーム(13回)IAEA(3回)化学チーム(2回)
アルアジジヤ 飛行場・試射場	17	生物兵器貯蔵施設	ワシト	生物チーム(16回)複合チーム(1回)

検証を続ける政治の努力によってのみ正すことができる。国民がその努力と情報を手にしてこそ、選挙の結果は意味を持つ。政府や連立与党が、「総選挙によってイラク戦争支持の政策が国民によって支持された」と主張するのは、「法の支配」問題を余りにも軽視した態度である。国会は、長期的な努力を開始すべきである。良心的な議員は、超党派で結束して調査のための特別立法を提案すべきである。

国連による調査は成功しつつあった

米英のイラク攻撃「イラクの自由作戦」は、イラク現地時間で03年3月20日に始まった。その直前まで、国連監視検証査察委員会(UNMOVIC、以下「国連査察団」と略記)と国際原子力機関(IAEA)のイラク核査察事務所(INVO)が、国連決議に基づいて、イラクの大量破壊兵器の開発計画、保有を現地調査していた。イラク自身が同意していた国連決議違反の有無を明らかにし、違反が

あれば、それを是正させるためである。

その調査は、02年11月27日に開始され、攻撃開始3日前の03年3月17日まで行われた。この111日間の査察活動を、専門的NGO「検証調査・訓練・情報センター(VERTIC)」が詳細に追跡し、統計処理可能なデータベースを作成して公表した。

(www.vertic.org/onlinedatabase/unmovic/dsp_listSites.cmf)

これらの公開データの全貌を見ると、イラク査察活動の生みだしていた膨大なデータに、改めて強い印象を受ける。2ページに掲げた地図と最も多くの査察を受けたトップ5のサイトに関する表2は、VERTICのデータベースを元に、ピースデポが作成したものである。また、VERTICは国連に提出された国連査察団とINVOの報告書から、査察団の専門チーム別の統計を明らかにしている。それを表1にまとめた。国連査察団には、生物、化学、ミサイルの各専門チームがあり、必要なときには複合チームを構成した。

総合すると、111日(約4か月)の調査期間において、429個の場所(サイト)において、合計968回の査察が行われた。約半数の場所はバグダッドにあるが、イラク全土にまたがる諸州で査察は行われている。その中には、以前に査察したことのないサイトが、国連査察団が88サイト、INVOが27サイトあった。

センセーショナルな発見がなかったのは、センセーショナルな隠匿物がなかったからである。しかし、国連査察団とINVOの活動は、イラクの大量破壊兵器に関するいくつかの重要な事実を明らかにするとともに、情報の空白部分を少なくすることに成功している。

米国のイラク調査団はデータを示せ

「国連査察団」追い立てられて国連査察団がイラクを離れてから、米英軍は戦争と調査の二つの任務を背負った。03年5月1日にブッシュ大統領が事実上の戦闘終了の勝利宣言を行った時点で、米英軍は「何時でも何処にでも」調査に踏み込むことのできる状態を手にした。それ以後今日まで、国連調査団が費やした2倍以上の歳月を費やした。にもかかわらず、国連システムが発見した以上のものをほとんど見出せていない。

5月1日以前にも、戦闘部隊に携帯検出器が与えられ

査察が行われたサイトの数(州別)



全406カ所。このほかに23カ所州名不明。

9ページ下段へつづく → ◆

「基地見直し委員会」に遅れ

本誌200号に詳述したように、米軍は海外基地を含め世界的な配備状況の再編に取り組んでいる。そこで整理したように、具体的には三つの流れが絡み合いながら進行している。

- 1 行政イニシャチブ 03年11月25日の大統領声明により公式に始まった。
- 2 BRAC05(05会計年基地閉鎖・再編ラウンド)プロセス米国内基地を対象として01年に立法化された。
- 3 海外基地見直し委員会プロセス 昨年1月に立法化されたもの。

BRAC05プロセス

今年の10月1日から始まる05会計年度に、BRAC05プロセスによって米国内基地の具体的な決定が行われる。このプロセスは、冷戦後第5回目となるものであり、それらとほぼ同様な手順で行われる。

その第一段階は、閉鎖・再編基地の選定規準の確立である。法律によると、国防長官は2003年12月31日までに官報に規準草案を提出しなければならない。実際、これは12月23日に官報に掲載された。関係者のコメントを募集しており、コメントの〆切は2004年1月28日である。後に期日は延期され、1月30日となった。このコメントを参考にして、国防長官は最終選定規準を2月16日までに、議会に提出する。議会委員会は、3月15日までに異論を提出する。議会の異論が出なければそれが最終規準となって、選定が開始される。

前回のBRACラウンドであるBRAC95の選定規準と今回の案を比較したとき、「軍転換(フォース・トランスフォーメーション)」「テロとの戦争」に代表されるブッシュ・ドクトリンに沿った表現が加味されているが、基本的な構成は過去のもの踏襲している。

BRAC05選定規準(案)

提案されている規準は要約すると次のようなものである。

軍事的価値

- 1 米軍の現在及び将来の能力、また作戦準備態勢への影響。統合化への影響も考慮する。
- 2 現施設と移転先における、土地、施設、付随空域の利用可能性とその状態。米国土防衛のための訓練場となる可能性も考慮。
- 3 現施設と移転先となる場所における、不測事態、動員、将来的要求における収容能力
- 4 運転費用や労働力の問題
その他の考慮
- 5 予測される経費や節約金額とその発生時

期、及び閉鎖・再編による節約金額が経費を上回るまでの年数を含む、節約される金額とその発生時期

- 6 現施設の地域社会に対する経済的影響。
- 7 部隊、任務、人員を支える、現施設と移転先の地域社会のインフラストラクチャー能力
- 8 環境上の影響。環境回復、廃棄物管理、環境遵守に必要な費用の影響も考慮。

最終的な選定規準が確定した後、国防省はそれに従って選定を始め、2005年3月までに「基地閉鎖再編委員会(BRAC委員会)」に、閉鎖・再編の勧告を提出することになるが、それまでは勧告の内容は公表されない。

一方、02会計年国防認可法第3001節に記載されている通り、BRACプロセスでは国防省の2005会計年予算説明文書に、海外基地に関する評価を添付しなければならない。1月24日、国防省は05会計年度予算要求を発表した。2月2日にその内容の説明会が行われる予定である。しかし、そのときにBRACで要求される海外基地に関する評価が添付されるか否かははっきりしない。

「見直し」委員二人が決定

2004米国防務建設歳出法第128節(本誌200号に訳出)によると、「海外基地見直し委員会(以下単に「見直し委員会」)の8人の委員は、1月13日までに全員が選出されなければならない。しかし、ピースデポが得た米議会の説明では、1月22日現在、2名が決定しているだけであり作業は遅れている。

その2名は、ピースデポはすでに米議会の情報から知っていた名前であった。03年12月9日の米議会日報(デーリー・ダイジェスト)は、上院民主党は見直し委員会委員として、ジェームス・A・トムソンとアルトン・W・コーネラを任命したことを記録している。

トムソンは、1989年以来ランド研究所の所長を務めている。国防省分析官勤務の後、カーター政権下で国家安全保障会議の上級スタッフ(1977~89年)を務めたことがある。コーネラ氏は、サウスダコタ州のコーネラ冷凍株式会社社長。海軍軍人としてベトナム戦争に参戦、その後軍事問題に多く関わってきた。1995年BRACの基地閉鎖・再編委員会の8人の委員の一人を務めた。

外交の動き

行政レベルの米軍再編の動きとしてはいくつかの注目すべき動きが伝えられている。昨年12月8日にはフェイス国防次官(政策担当)がポーランドを訪問し米軍の駐留と基地設置の問題が話題となった。フェイスはこのような合意には少なくとも2年を要すると語ったと地元紙に伝えられている。ポーランドで反対の運動が起こっている。

1月16日、オーストラリアを訪問したマイヤー米統合参謀会議議長は、米豪の共同訓練基地をオーストラリアに(拡大)建設する計画を話し合った。米国防相はそのことを認めているが、「米軍基地」の建設ではないと強調している。

昨年12月30日、ブッシュ大統領はタイを「合衆国主要同盟国」の地位に指定したと発表した。この地位は、NA

8ページへつづく →◆

米軍世界再編
アップデート

自衛隊に 占領軍特権

国内法の「空白」はイラク 市民の人権への脅威

ブレマー書簡(12月12日)

自衛隊に対するイラク国内法の適用が免除されること
が、**連合国暫定当局**以下「CPA」と日本政府の間です
で文書確認済みであることは前号に書いた。私たちは
その問題の文書であるCPAのブレマー長官が駐イラク
大使館にあてた12月12日付書簡を入手した。全訳をコ
ラムに示す。書簡は「自衛隊はCPA命令第17号(編集部
注:前号参照)に規定された連合国人員として処遇され
る」ことを確認している。「~として処遇される(will be
treated as ~)という表現は微妙である。自衛隊を「連
合国人員であると規定する代わりに、CPAの裁量にもと
づいて「連合国人員」と同等の地位を与えるというニュ
アンスが読み取れる。「自衛隊はCPA指揮下には入ら
ない。相互に調整するだけだ」と、国会で政府が説明
してきた経過への「配慮」であろうか。

国会論議の焦点であった自衛隊に対するCPAの指
揮統制については、ブレマー書簡は何ら言及してい
ない。だが15万人近くの軍隊を駐留させ、イラク全
土を統治している米英軍と自衛隊の間に、事実上「
CPAによる

資料:ブレマー書簡

2003年12月12日
在イラク日本大使館
参事官 上村 司様

拝啓

この機会をとらえ、自由で民主的かつ豊かなイラクの再建のた
めの連合国暫定当局の努力に対する、責務及び貴国の継続的な
協力に感謝の意を表します。

本職は、貴国自衛隊の到着が予定されていることに深く感謝す
るとともに、自衛隊が連合国暫定当局命令第17号に規定されたと
おり、連合国人員として処遇されることを確認します。自衛隊に付
属する文民は、暫定当局命令第17号に規定されたとおり、暫定当
局長官の下に配属されるか、その指示もしくは統制の下にある非イ
ラク人の軍人及び文民のすべてと同様、連合国人員として処遇さ
れます。加えて、外国連絡代表部人員は、連合国暫定当局命令第
17号に規定されたとおり、刑事、民事、行政その他のいかなる性質
のものであると問わず、イラクの裁判所もしくはその他のイラクの
組織体による逮捕、拘禁もしくは法的手続きを免除されます。

敬具

L. ポール・ブレマー
連合国暫定当局長官

指揮・統制」以外の関係は存在しえない。ここで着目す
るべきは、指揮統制関係より先むしろ、自衛隊が占領軍と
同等の法的地位に得るといふ事実である。自衛隊のすべ
ての行為はイラク国内法ではなく、日本の国内法の支配
に服する。このことは、イラク市民と自衛官の人権にとつ
てどのような意味を持つのだろうか。

米軍が関与した 民間人の殺傷

占領国が被占領国の法適用を免除されること自体
は、国際法上も許容されている。しかし、この特権と表裏
一体のものとして、占領軍は、国際人道法(ジュネーブ条
約やハーグ陸戦規程)を遵守する義務を負う。これが国際
慣習法の原則である。この原則に反して、イラクでは、
ジュネーブ条約で禁止された「民間人を標的とした攻
撃」、「無差別攻撃」、「過剰な攻撃」にあたりと疑われる
連合軍の行為の多くが、不当に放置されている。米国の
人権NGO「ヒューマンライツ・ウォッチ」(以下「HRW」)が
2003年10月に発表した報告書「感情と理性:戦後のイ
ラクで米軍によって引き起こされた民間人の死」(Hearts
and Minds: Post-war Civilian Deaths in Baghdad Caused by
U.S. Forces, [http://www.hrw.org/reports/2003/iraq1003/
8.htm](http://www.hrw.org/reports/2003/iraq1003/8.htm))は、5月1日のブッシュ大統領の大規模戦闘終結
宣言以来の民間人の犠牲について、イラク現地での調
査、関係者のインタビューに基づいてまとめたもので
ある。同報告書は、連合軍が民間人を死傷させた事件を次
のように類型化している。1)家宅捜索の時に、米兵に踏
み込まれた家族が兵士を盗賊だと思って武器を使って
抵抗、兵士が応戦して犠牲者を出した。2)検問所や路
上で襲撃された米兵が、過剰な手段で、あるいは無差別
的に応戦し、市民をまき込んだ。3)検問所で、停止しな
かった市民を兵士が射殺した。

米軍の場合、このような事件には二つの国内法手続き
が用意されている。ひとつは、行政処分(司令官審問や
懲戒、罰金等)でありもうひとつは軍刑法に基づく刑事
法プロセスである。二つのプロセスは、行政処分では不
十分な悪質な行為を刑事立件する、という形で連結され
ている。

しかし、この法制度の運用の現実には、国際法によつて
保護されるべきイラクの民間人の人権という観点から見
たとき、公正でも適切でもない、とHRWは批判する。

HRWによれば、5月1日から9月末までの間に、バグ
ダッドでは、確認されただけでも94人の民間人が連合軍
が関与した事件で死亡している。事件のうち20件は、国
際人道法もしくは軍刑法違反の疑いがある。しかし刑事
事件の立件は確認されていないし行政処分関連の捜査
すら満足に行われていない。その理由は、多くの場合、軍
の捜査当局が「事件は戦闘状態の中で起こった」とし、
「兵士は交戦規程(ROE = Rule of Engagement)」に従つて
行動していたと認定するからである。2003年8月17日、ロ
イター通信のカメラマンが米兵に射殺された事件に際し
ての米軍幹部の発言を、HRWは引用している。「部隊は
脅威を感じたときには、警告射撃なしに応戦する。交戦
規程の詳細を明かすことはできない。しかし、敵は隊列を

組んでいないし、制服を着ているわけではない。戦時においては、警告射撃は必要ではない。奇襲の可能性がある場合には警告射撃をしている時間はない。兵士は、カメラをロケット・ランチャーだと思ったと供述した。

このように、米国は米軍の違法行為を律する国内法を持っている。しかし、その運用は多くの問題を抱えている。日本はどうだろうか。

日本の国内法では民間人を保護できない

「イラク特措法」第17条は、自衛官は「自己及び自己の管理下に入った者の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で」武器を使用することができる、としている。

ひるがえって、HRWが類型化した民間人殺傷の四つのパターンのうち、2)に示したケース、すなわち襲撃に対する過剰・無差別反撃は、自衛隊の活動内容を勘案しても、十分起こる可能性がある。この時、日本の法システムにはどのような手続きが用意されているのだろうか。

まず考えられるのは、自衛隊の「部隊行動基準」「交戦規程」にあたる。(概要は前号参照。)が守られているか否かの判断に基づく「行政処分プロセス」であろう。しかし、HRW報告書が教えているのは、「部隊行動基準の遵守」と「結果として起こりうる民間人の殺傷」は法律的には別の問題であるということだ。ロイターのカメラマンを射殺した兵士はROEに従って行動したと、米軍捜査当局は認定した。

「イラク特措法」は、前出の第17条第1項の後、次のように続く：

- *武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるとまがなないときは、この限りでない(第17条第2項)。
- *当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする(同第3項)。
- *刑法36条(正当防衛)39条(緊急避難)に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない(同第4項)。

以上の武器使用への規制は、基本的に自衛官の安全確保を目的としたものであり、民間人が戦闘にまきこまれることを想定したものとはいえない。

結局、自衛隊の行動を民間人の保護の観点で律することができるのは、自衛隊法と刑法ということになる。自衛隊法は、言うまでもなく「命令違反」をはじめとする罰則規定を持っている。だが、問題は「命令に従った結果、国際人道法を犯してしまうような事態である。自衛隊法の他の罰則規定には、先の米兵のカメラマン射殺事件のようなケースに適用できるものはない。政府は「刑法の国外犯規定を適用する」と国会で説明しているが、刑法第2

条から4条の「国外犯」には、「殺人」や「傷害」、「障害致死」は含まれているが、起こりうる事態にもっとも近いと思われる「業務上過失致死傷」は含まれていない。

このように日本の国内法は、国際人道法や国際慣習法によって求められる「被占領地＝イラクの民間人の保護」を担保するものとは到底いえない。

損害賠償請求

被占領地の民間人の人権を考えると、占領軍による行為による物的、身体的被害に対する賠償は大きな問題である。HRW報告書は、この問題にも触れている。

「CPA命令第17号」は、連合国人員によって引き起こされた損害に対する賠償請求は、当該国に対して当該国の国内法に準じた方法で提出され、処理されるとしている。米軍の国外での活動に起因する損害に対する賠償請求は、米国内法「国外賠償請求法(Foreign Claims Act)」に基づき、「国外賠償請求委員会(Foreign Claims Commission)」の審査によって行われる。ただし、戦闘行為による損害は同法の対象外である。イラクでも物的、身体的損害を受けた者は誰でも、全土10数ヶ所に置かれた担当事務所に行けば賠償を請求できる。連合軍広報部がHRWに開示したところでは、5月1日から9月18日までの間に、4,148件の請求が提出され、1,874件が棄却されている。この期間に支払われた賠償額は、90万ドル強に上る。

一方、日本の「国家賠償法」は、国外における公務員の行為に対する賠償請求権を認めているが、具体的な手続き等は個別法に委ねられている。「イラク特措法」には損害賠償に関する条項はない。冒頭の「プレマー書簡」で確認されているのは、自衛隊等のイラク国内法適用免除だけで、損害賠償には言及していない。1月27日の衆議院予算委員会で、石破防衛庁長官は「民間人に犠牲が出たときには見舞金を支払うことはあり得る」と答弁している(1月27日「共同」)しかし、被害者の権利としての「賠償」と「見舞金」はまったく性格の異なるものだ。

公正で適切な国内法手続きは、イラク市民の人権と安全を守るという国際法上の義務の遵守を担保する仕組みであるだけでなく、自衛官の人権を守る「法による支配」の枠組みでもある。しかし、憲法体系に「接木」された「イラク特措法」にはこれら要件が欠落している。「イラク特措法」以外の国内法は、自衛隊派兵を想定した条項を持っていない。まさに「法の空白」である。

戦時において、兵士や指揮官、司令官が起こしうる国際人道法違反を公正に裁くための常設裁判所として、「国際刑事裁判所」がハーグに設置された(2003年3月)。「国際刑事裁判所規程」の批准国は92カ国に上る。日本は署名国ではあるが、未だ批准していない。同規程を実施するための国内法が未整備なのがその理由であると、政府は説明している。その論理に立つならば、日本に国際人道法を担保するための国内法が存在しないことは、自衛隊のイラク派兵を取り止める十分な理由になるはずである。(田巻一彦)

2005年に向けた緊急行動が始動

昨年11月22 - 24日に開催された「第2回核兵器廃絶 - 地球市民集会ナガサキ」において、平和市長会議は正式に「核兵器廃絶のための緊急行動 - 2020ビジョン」を打ち出した。以下にほぼ全文を掲載する。

これは、本誌194号に紹介したように、2005年NPT再検討会議に向けたNGO活動の中心テーマとなるであろう。例えば、2003年12月、IPPNW(核戦争防止国際医師会議)のボストン本部は、「核兵器のない世紀を求める医師のキャンペーン」を提案した。このキャンペーンは、各IPPNW支部が、平和市長会議の行動計画に参加するよう地域の市長に働きかけることなどを含める内容となっている。

核兵器廃絶のための緊急行動

2020 ビジョン

2004年1月
平和市長会議

平和市長会議理事会 「核兵器廃絶の推進に関する 決議文」から(抜粋)

核軍縮における全般的な進展の欠如と、国際的な核兵器不拡散条約(NPT)体制に対し現に起こりつつある脅威に関する満場一致の危機感に対応して、平和市長会議は、2003年10月17日及び18日に理事会を開催し、NPT再検討プロセスを中心とする「核兵器廃絶のための緊急行動」を承認した。緊急行動は、11月22日から24日に行われる「第2回核兵器廃絶 - 地球市民集会ナガサキ」において公式に開始する。

緊急行動の最重要事項は次のとおりである。

- 1) 複数の市長による代表団がニューヨークのNPT再検討会議準備委員会(2004年4月26日から5月7日)に参加し、政府高官やNGO代表らと交流、協議する。
 - 2) 世界中の市長は、核の脅威、広島・長崎の被爆60周年及び来たるべきNPT再検討会議に関する世論を大きく喚起するため、地元で開催される市民イベントを推進する。
 - 3) 緊急行動は多数の市長、NGO代表、市民を2005年4月下旬のNPT再検討会議に動員し、同時に世界中の都市で市民運動を行う。
- (2003年10月18日、英国マンチェスター市で開催した理事会で決議)

核兵器不拡散条約(NPT)

NPTは、世界189か国が世界から核兵器を廃絶することに賛成して、締結しています。NPTの取り決めでは、現在、核兵器を

有しない184の国々は、次の2つのことを条件に、今後も核兵器を保有しないことを約束しています。

- 1) 条約第4条に規定する原子力の平和利用ができること
- 2) 2000年のNPT再検討会議最終文書に示されているとおり、条約第6条に基づき全ての締約国が遵守すべき核軍縮に向けて核兵器国が核兵器を廃絶する明確な約束

2005年には、NPTを締結している189か国(締約国)すべてが、この条約の運用状況を再検討するため、国連本部で会議を開きます。この会議は、「再検討会議」と呼ばれています。これに先立って2004年の4月26日から5月7日まで、締約国は、2005年の再検討会議のための準備を行うため、ニューヨークで会議を開きます。この会合は、準備委員会と呼ばれています。これは、2005年の再検討会議で、核兵器廃絶に向けた明確で期限の示されたロードマップを示すための交渉を行うよう、世界中の人々が各国政府代表に求める絶好の機会です。

このため、平和市長会議は、世界108か国・地域の562の加盟都市(2003年12月時点)に呼び掛け、2005年に全ての核兵器を禁止し、2020年に全ての核兵器を廃絶することに向けて、4段階の「核兵器廃絶のための緊急行動」を開始します。

ステップ1 NPT再検討会議準備委員会
(2004年4月26日～5月7日)

- 1) 少なくとも500のNGO代表が、2004年の準備委員会に出席し、核兵器廃絶を求めるロビー活動を展開します。
- 2) これに呼応して少なくとも10人程度の主要都市市長が、2004年の準備委員会に出席し、NGOによるこうしたロビー活動を支援します。

3) 準備委員会開催期間中の5月1日、数千人の人がニューヨークに集まり、大規模なデモや、市民の意思を示すためのマスメディアへの働きかけを行うよう呼び掛けます。

4) すべての賛同都市とNGOが、あらゆる機会を利用して各国政府へのロビー活動を行うよう呼び掛けます。

5) NPTを締結していない国に対して、締結と核兵器廃絶への取り組みをはたらしかけます。

ステップ2 2004年8月6日(ヒロシマデー)・
2004年8月9日(ナガサキデー)

世界中では既に多くの都市や平和グループが、8月6日(ヒロシマデー)と8月9日(ナガサキデー)を記念して、核兵器の恐ろしさの人々に伝える取り組みを進めています。「核兵器廃絶のための緊急行動」は、2004年にこうしたイベントが数多く開催されるようにできる限りの努力を行います。市民が核兵器の問題に目を向けるよう、平和市長会議は加盟都市に、8月6日、9日あるいはその前後にパレード、コンサート、集会、祈りの会、シンポジウム、スポーツイベント、芸術コンクールなどの行事を開催するよう呼び掛けます。

これらを効果的に行うため、地方自治体は幅広い参加と連携を進めるとともに、地元の平和グループの知恵と情熱を引き出す必要があります。一方で、緊急行動に取り組む団体は、世界の関心を引き付けるため、テレビやインターネット放送が実現できるよう国際的な著名人、報道機関、広告会社との連携を進めていきます。

ステップ3 NPT再検討会議(2005年4月
末～5月初め)

各国政府代表は2005年4月末、NPTを見直すためにニューヨークの国連本部に参集します。世界の注目が向けられていることを各国政府代表者に解ってもらうため、「核兵器廃絶のための緊急行動」では以下のことを実施します。

- 1) 少なくとも1000のNGO代表が2005年のNPT再検討会議に出席し、核兵器廃絶を求めるロビー活動を展開します。
- 2) これに呼応して少なくとも100人の主要都市市長が2005年のNPT再検討会議

に出席し、NGOによるこうしたロビー活動を支援します。

3) NPT再検討会議の開催期間中に、ニューヨークの街に百万人の人々が集結し、市民の意思を表示します。

平和市長会議は、何百人もの市長に2005年の5月にニューヨークに参集するよう呼び掛けます。それは、約10億人の市民を代表することになります。市民を代表する市長は、今、自分のスケジュール表に「2005年5月、ニューヨーク」と書き入れることが求められています。世界中の草の根グループは、NPT再検討会議に代表者を派遣し、メンバーはそれぞれの地元の街角に集まります。アポリシオン2000は、2000のNGOからの参加を求めています。

市長のニューヨーク滞在中、大規模な都市展やデモがニューヨークで行われます。市長がそれぞれの地元に戻れば、世界中で何百もの関連イベントが開かれます。NPT再検討会議と緊急行動は、世界中のニュースで取り上げられるでしょう。政府代表は、市民は核兵器のない世界を求めていることを確信するでしょう。

ステップ4 ヒロシマ・ナガサキプロセス

「核兵器廃絶のための緊急行動」は、平和・反核活動で広く認められている方々で構成する国際的な顧問会議の助言を得て進められることとなります。NPT再検討会議の後、顧問会議はNPT再検討会議の結果を評価し、次のステップを検討します。

「核兵器廃絶のための緊急行動」が求めるものは、2005年のNPT再検討会議で、進歩的で体系的な核兵器撤廃の包括的なプログラムを2010年のNPT再検討会議で採択することについて交渉を開始することが決定されることです。2010年から2020年までの10年間は、核兵器廃絶プログラムを実施するための期間です。

この2020年を見据えたビジョン、つまり「2020ビジョン」が達成されることは、2020年に50周年を迎えるNPTの目標を達成することを意味します。2020年は、ヒロシマ・ナガサキの原爆投下の75周年にもあたります。世界はそれまでに、この2都市を襲った破壊が世界中のどこであっても二度と起きてはならないと確約することが求められています。

「核兵器廃絶のための緊急行動」が求める交渉は、ヒロシマ・ナガサキの被爆60周年である2005年の8月6日・9日に先駆けて開始されることが望まれます。しかし、この交渉開始の合意が実現しない場合には、「2020ビジョン」を実現するための代替策としてヒロシマ・ナガサキプロセスが始められます。

市長としてできること

A) NPT再検討会議準備委員会またはNPT再検討会議に出席する準備をしてください。そして、地元の8月の記念イ

ベントに参加してください。NPT再検討会議準備委員会またはNPT再検討会議の時期に合わせた地元の記念イベントを奨励してください。

B) 8月6日から9日までの間、あるいはその前後に貴市で、注目を浴びるイベントが開催されるよう、貴市のNGOや平和グループと協力してください。

C) 核兵器に関する貴殿の考えを表明してください。

D) 貴殿のスタッフのどなたかを、「核兵器廃絶のための緊急行動」プロジェクト・マネジャーに任命してください。プロジェクト・マネジャーは、以下のことを行います。

1) 地元の平和グループ、人権グループの団結を呼び掛けます。そして、これらのグループによる「核兵器廃絶のための緊急行動」委員会の設置を支援します。

2) これらのグループが2004年4月、2004年8月、2005年4月に平和行動を行うときに、貴市の支援が受けられるよう支援します。

3) 広島またはアトランタの「核兵器廃絶のための緊急行動」本部と連絡を取り合います。

E) 貴殿がNPT再検討会議準備委員会やNPT再検討会議に出席できない場合、代理の人を出席させてください。この代理となる人は、副市長や、NPT関連のエッセイ・コンテストで優勝した高校生など、大きな貢献をした人などが考えられます。

F) 地元の活動の支援や、平和市長会議の「核兵器廃絶のための緊急行動」への寄附のための募金キャンペーンを行う地元のNGOや平和グループと協力しましょう。

NGO代表者としてできること

A) NPT再検討会議準備委員会、8月6日・9日、NPT再検討会議に合わせたイベントを開催するため、地元自治体と協力する「核兵器廃絶のための緊急行動」委員会に参加し、またはその設立を支援してください。

B) 2004年のNPT再検討会議準備委員会、2005年のNPT再検討会議に出席してください。

C) 「核兵器廃絶のための緊急行動」を宣伝してください。2004年(5月1日)及び2005年(詳細は後日お知らせします)に、ニューヨークで行われる大規模な行動への参加者を、貴NGOから動員してください。

D) あなたの町の市長に、「核兵器廃絶のための緊急行動」への参加を勧めてください。

E) NPT再検討会議準備委員会(2004年4月26日～5月7日)、ヒロシマ・ナガサキ・デー(2004年8月6日、9日)、NPT再検討会議(2005年4月・5月)の開催

時期に、あなたの町の行政と協力して大規模な行事を行って「核兵器廃絶のための緊急行動」委員会に参加し、あるいはその設置に協力してください。

F) あなたの町の市長と協力して、貴NGOのメンバーや一般市民に「核兵器廃絶のための緊急行動」への寄附を奨励するための行事を、少なくとも一つ開催してください。我々の希望は、貴NGOが「核兵器廃絶のための緊急行動」へ参加するための経費と「核兵器廃絶のための緊急行動」の支援のための平和市長会議への寄附を集めていただくことです。

市民としてできること

A) 「核兵器廃絶のための緊急行動」について、あなたの友人やご家族にお話してください。

B) 地元の平和グループに参加してください。「核兵器廃絶のための緊急行動」に、そのグループが参加することを奨励してください。

C) ニューヨークへ行き、NPT再検討会議準備委員会、NPT再検討会議に出席してください。

D) あなたが住む町の市長に、「核兵器廃絶のための緊急行動」への参加を勧めてください。

E) 「核兵器廃絶のための緊急行動」へのアドバイスをお願いします。(あなたの知り合いの市長、平和に造詣の深い著名人、財源、平和グループの代表などをお知らせください。)

F) 「核兵器廃絶のための緊急行動」の資金として、平和市長会議への寄附をお願いします。

(この後に昨年のNPT再検討会議準備委員会における平和市長会議会長・秋葉忠利広島市長のスピーチの抜粋が引用されているが省略した。)

問合せ先:

財団法人広島平和文化センター国際部
平和連帯推進課 坂田裕夫
〒730-0811 広島市中区中島町1-2
TEL:082-242-7821 FAX:082-242-7452
Eメール:mayorcon@pcf.city.hiroshima.jp

アイデアをお寄せください

この資料は、キャンペーンをお知らせする初めての試みとして作りました。今後、パンフレット、ビデオ、ホームページを作りたいと考えています。キャンペーンを効果的にお知らせし、また幅広く情報を提供するためのアイデアを上記問合せ先にお寄せください。平和市長会議のウェブサイト(<http://www.pcf.city.hiroshima.jp/mayors/>)からでもお送りいただけます。

モルデハイ・バヌヌのこと 核をめぐる二重基準 の象徴として

4月21日釈放予定を前に

野間 伸次

(アムネスティ・インターナショナル日本
ひろしまグループ)

イスラエルの 核開発を暴露

1999年から私が文通しているイスラエルの獄中の人物がいる。その名前はモルデハイ・バヌヌ。彼はモロッコ出身のイスラエルの元核技術者であり、ネゲブ砂漠の中にあるデモナの秘密の核施設で働いていた。しかし、同国によるパレスチナ占領政策と核開発に疑問を抱くようになった彼は、1982年のイスラエルによるレバノン侵攻をきっかけに、パレスチナ人との共存を訴えるデモに参加するようになる。1986年、施設を解雇された後、彼は世界各地を旅行した。既に彼のバッグにはデモナの核施設内部を撮影したフィルムが入っていた。そして旅行中のオーストラリアでフリーのジャーナリストに出会ったのがきっかけで英国に渡り、イスラエルの核開発に関する議論を起こさせるため、英国の新聞、サンデー・タイムズに同国の核計画についての情報を送った。イスラエルがすでに数百発の核爆弾を製造したという内容の記事は、当時、世界中に大きな衝撃を与えた。しかしその直後、彼は米国人女性を名乗るイスラエル情報機関「モサド」の諜報員に騙されてローマに連れて行かれ、そこで薬物を使って誘拐、イスラエルに連行される。この辺りの状況は彼を取材したサンデー・タイムズの元記者、ピーター・ホーナム氏の著書「The Woman From Mossad」VISION Paperbacks, 1999に詳しい。彼は裁判で弁護士と連絡をとることはできたが、逮捕の状況を明らかにすることはできず、「反逆罪」で18年の刑を宣告された。それ以降、既に17年以上にも渡って地中海沿いのアシュケロン刑務所に収容されている。また、その内、11年半は独房での生活であった。彼の釈放は今年の4月21日に予定されている。

◆◀ 3ページからつづく

TO以外の米国同盟国で最も緊密な同盟国を意味するものである。アルゼンチン、オーストラリア、エジプト、イスラエル、日本、フィリピン、韓国が現在その地位にある。これにタイを加えることは、東南アジアにおける「テロとの戦争」を睨んだ動きであり、海外基地再編にも大きな意味をもってゆくと考えられる。

すでに各紙に報じられたように、1月15・16日にハワイ

彼が投獄されてから世界中で彼の釈放を求める運動が展開された。ここ数年はバヌヌ氏が誘拐された9月30日頃に、米国、英国、スウェーデン、ノルウェー、スペイン、カナダ、ニュージーランド、オーストラリアそして日本の広島などにおいて、彼の釈放を求める行動があった。彼を支援する人々には反核平和運動に参加している人々だけでなく、アムネスティ・インターナショナルのような国際人権NGOの人々もいる。ただし、日本においてイスラエルの核兵器とバヌヌに対する関心はまだ低いのが実状である。

しかし、2003年6月末、BBCワールドで『イスラエルの秘密兵器』というドキュメンタリー番組が世界中で放映されたことによって、またにわかにイスラエルの大量破壊兵器が関心を呼んだ。この番組は、大量破壊兵器に関する国際社会、特に米国の二重基準をテーマとしており、バヌヌのことはもちろん、被曝による放射能被害を訴えていたデモナの原子炉の元労働者へのインタビューの試み、2001年2月、ガザ地区で使用された正体不明のガスにより、180名のパレスチナ人が被害を受けたことなどを含んでいた。放映後、イスラエルの新聞『ハアレツ』は、イスラエル政府がBBCからのインタビューを今後拒否することを決定した、と報じている。

「中東でヒロシマを繰り返さない」

まさしく、バヌヌは核をめぐる二重基準の象徴的存在である。仮にイランや朝鮮民主主義人民共和国の核兵器開発を暴露する人物がいたとすればどうであろう。逮捕どころか世界のヒーローに祭り上げられるに違いない。

バヌヌ氏の釈放はもはや秒読み段階に入った。ただし、イスラエル政府内部の情報筋によるとたとえ釈放されても海外渡航はできないだろうというニュースも入っている。イスラエル政府は彼が外部の人々に同国の核についての情報を話すのを未だに恐れている。既に18年も古い情報であるにもかかわらず…。彼が本当に自由に発言できる環境を享受できない限り、釈放の社会的影響は極めて限定されたものにしかならないであろう。彼は釈放後、米国への移住を希望している。

彼は私への最初の手紙の中で、「中東でヒロシマを繰り返さない」ためにそのような行動をしたと述べている。被爆国日本で彼はそのまま忘れ去られてしまうべき人物ではない。

で開催された米韓国防協議でソウル中心部の広大な竜山(ヨンサン)米軍基地を、南部の烏山(オサン)平澤(ピョンテク)地域に移転することを正式合意した。同時に兵力の削減も進行すると考えられている。(梅林宏道)

韓国だより

「ブッシュ落選運動」

李俊揆(イ・ジュンギョ、韓半島平和ネットワーク運営委員)

2004年1月、インドのムンバイから世界へ

2004年1月12日、インドのムンバイ(Mumbai)で世界社会フォーラムが始まった。ここで、韓国の市民運動の活動家たちは世界に向けて「ブッシュの落選運動」を提案した。参加した世界の反戦・平和運動の活動者たちや反グローバリゼーション運動の活動家たちに、2004年のアメリカの大統領選挙でブッシュを落選させるために連帯しようと呼びかけたのである。韓国で、このアイデアは去年の夏にチェジュド(済州島)で開催された「朝鮮戦争停戦五十周年平和会議」で最初に提案された。

ブッシュ・ドクトリンに対する審判

周知の如く、ブッシュ政権の登場の以後、世界は軍備競争、軍事的緊張の拡大、テロと報復の悪循環、戦争の渦に巻き込まれている。「力の外交」先制攻撃論を核心とする、いわゆる「ブッシュドクトリン」の実行であった。今、アメリカの攻撃的単独行動主義は頂点に至っていると言っても過言ではない。北東アジアからみると、中国を狙って構築されているMD(ミサイル防衛)のため、中国を刺激して、かえって軍備増強の危険性が高まっている。もう日本と韓国はMDに編入されている。しかも、北朝鮮に対するブッシュ政権の強硬政策のため、軍事的な緊張だけが高まっている。2000年、朝鮮半島の「6・15南北共同宣言」以後の平和ムードはなくなってしまったし、北朝鮮の核問題に対する道筋は見えていない。ブッシュ政権が「武装したグローバリゼーション」の中心にあること

は明らかだ。したがって、ブッシュの再選は世界の不幸だと言える。

ブッシュ落選運動は限界もある。まず、ブッシュの落選がすべての問題を解決するのと言う疑問だ。特に、アメリカの安保政策の根本的な基調が変わらない限り、ブッシュの落選だけではアメリカの安保政策にあまり影響を与えることができないと言うのである。このような疑問に対して、運動を主導しているチョ・ヒョンさんは「好戦的な軍事主義はブッシュ人の問題ではないが、少なくともブッシュが世界の民主主義の破壊者だと言うのは明らかだ」、「ブッシュ落選運動はブッシュが代表する『武装したグローバリゼーション』に反対するという一種の象徴的な闘争だ」と答えている(「ハンギョレ21」の記事)。

第二は、必然にブッシュ落選運動はアメリカの国内政治、すなわち選挙に係わる。したがって、アメリカの内部から反発が起こる可能性もある。アメリカ人には、世界的な反米運動と見えるかもしれないのである。結局、逆効果になる憂慮もある。

これらを考えると、「ブッシュ落選運動」は、もっと広い視野と細密な戦略から始まらなければならないと思う。ブッシュ落選運動は、いわゆる「ブッシュドクトリン」といって「帝国」の軍事主義と単独行動主義に対する反対と審判の意味を持つべきだと思うのである。その過程で、アメリカの市民社会と緊密な連帯を作っていくことが不可欠である。

韓国の提案から国際連帯へ

現在の状況からみると、ブッシュの落選の可能性は低いと見える。しかし、この運動がブッシュ・ドクトリンに対する審判の意味を保持しながら国際連帯を作り出すと、意味の深い運動になるだろう。もし再選しても、ブッシュは負担を背負うことになるだろう。そして、単独行動主義、軍事主義的安保政策に反対する国際連帯を成したという経験自体が重要な意味を持つだろう。

*ブッシュ落選運動のウェブサイトは「<http://www.bushout.net>」

◆◀ 2ページからつづ

調査任務も授けられた。これら素人の部隊は、「お宝発見」の功を急いで多くの現場を荒らしたとも言われている。初期段階の調査活動は、「移動探索チーム(MET)」と呼ばれ専門調査チームを含め、米陸軍第75探索任務部隊のもとで行われた。03年6月7日、第75探索任務部隊は大量破壊兵器調査任務を新しく編成された「イラク調査団(ISG)」にバトンタッチすることになったのである。それは、1300~1400人からなる大部隊であった。その団長に今回辞任したケイが就任し、本部をバグダッド国際空港に置いた。ISGは、イラクの科学者を拘束し取り調べることができた。

それでも、彼らが発見できたものは、すべて古い痕跡であった。事実は、湾岸戦争以後には開発の意図はあっても、開発体制をほとんど再構築しえていなかったことを示唆していた。

問われる議員の見識と良心

国連の査察活動と米国の調査活動のもっとも重要な違いは、活動の透明性である。国際協調の名の下に行われる査察活動は、大量破壊兵器に関する情報への特別の配慮が払われつつも、多くの検証に耐える公開性が求められる。VRETICのデータベースに接したとき、そのことの重要性を改めて認識した。国連査察団もINVOも、このようにしてこの活動が検証されつつある。

日本の国民を違法な戦争支持に向かわせた「イラクの大量破壊兵器」問題についての日本政府の政策判断を、国会はきっちと検証すべきである。そのためには、超党派の議員立法によって、権限を持った調査委員会を設立すべきである。このとき、どわけ公明党議員の良心に訴えたい。同時に、米国に対してISGの調査データの公表を要求するよう、国会は決議しなければならない。(梅林宏道。データベースの統計処理は中村桂子)

ようやく完成!

合本 とのセットもお買い得

「核兵器・核実験モニター合本」

(106・7号2000年1月15日～177号2002年12月15日)

会員:3500円
一般:4000円
(送料別)
セットはそれぞれ+1500円

大変お待たせしました!「合本」は、これまでの索引を大幅に改良し、キーワード検索で読みたい記事を参照しやすくなりました。また、総タイトルも掲載。これまでのバックナンバーがすぐに参照できます。ぜひお手元に1冊いかがでしょうか。

限定部数での販売です。ぜひこの機会にお求め下さい。

ご案内

『Hiroshima Appeal 劣化ウラン弾禁止を求める ヒロシマ・アピール』

「ヒロシマ・アピール」を日米の政治家、マスコミ・教育関係者などに送り届けるキャンペーンにご協力下さい。

英語版、日本語版ともに1冊700円(20部以上は1冊500円)
編集・発行:NO DU 劣化ウラン弾禁止ヒロシマプロジェクト
(FAX:082-922-2595)

〒731-5159

広島市佐伯区安芸五日市
郵便局私書箱第3号

ピースデポでも取り扱っています。ご注文下さい。

日誌

2004.1.6～2004.1.20

作成:中原聖乃、中村桂子

CTBT=包括的核実験禁止条約、CWC=化学兵器禁止条約、NYT=ニューヨーク・タイムズ、UNEP=国連環境計画、WMD=大量破壊兵器

1月6日 米国の核問題専門家の北朝鮮訪問団、平壤に到着(～10日)

1月7日付 イラク国内で放射性物質や化学物質の汚染による深刻な環境問題がUNEP報告書で明らかに。

1月8日 カーネギー平和研究所、イラクのWMDに関する調査報告を公表、米国や世界の安全保障に差し迫った脅威はなかったと結論。

1月8日 米紙NYT、イラクでWMDを捜していた約400人の査察チームが、WMD関連の証拠を何も発見できないまま撤収したと報じる。

1月9日 石破防衛庁長官、イラク復興特措法に基づき、陸上自衛隊の先遣隊と、航空自衛隊の本隊に同時に派遣命令。

1月9日 石破防衛庁長官、報道各社に対し、イラクへの自衛隊派遣の報道についての異例の取材自粛を要請。

1月10日 平壤から北京に戻った米北朝鮮訪問団、「要望した場所はすべて見る事ができた」北朝鮮外務省、訪問団に「核抑止力見せた」

1月12日 北朝鮮外務省、米に凍結対補償に合意する用意があるなら、「黒鉛減速炉の凍結をする用意がある」と表明。朝鮮通信(東京)

1月12日 リビア、先にWMD計画の廃棄を宣言したことに関連し、CTBTを批准、CWCに加入。

1月13日 防衛庁、陸海空三自衛隊の幕僚長と防衛副長官、官房長の毎週の定例記者会見の廃止を決め、報道各社に通告。

1月11日 オニール米前財務長官、米誌タイムのインタビューで、長官在任中に「イラクのWMDに関する証拠を一度も見たことはない」

1月14日 米海軍横須賀基地で、岸壁の近くにある発電所の排水口から海に約95リットルの油が漏れているのが見つかる。

1月13日 石破防衛庁長官、記者に対し、武器輸出三原則の全面的な見直しを進めるべきとの認識を示す。

1月14日 首相、憲法改正問題について「両党が協力して憲法改正問題を現実にした」改憲日程については「少なくとも5年はかかる」

1月15日 北朝鮮核施設を視察したブリチャード前特使、枠組み合意で凍結されていた実験用黒鉛減速炉の稼働を確認したと明らかに。

1月15日 北朝鮮の労働新聞、米英との交渉の末にWMDを放棄したリビアを間接的に批判。ラヂオプレス東京の報道。

1月16日 イラク派遣の陸上自衛隊先遣隊約40人が成田空港から出発。19日、イラク南部サマワに到着。

1月17日付 米韓両国、米韓連合軍司令部を含め、ソウル市内の竜山基地を早ければ07年に南部へ完全移転することで合意。(本誌参照)

1月19日 第159回通常国会、開会。

沖縄

1月6日 米空軍嘉手納基地飛行場で、同基地所属のF15戦闘機1機とKC135空中給油機1機がそれぞれ緊急着陸。

1月7日 県基地対策室、琉球新報社が報道した日米地位協定解釈文書の存在確認と提供を外務省沖縄事務所に申し入れ。

1月9日 嘉手納基地飛行場で、同基地所属のF15戦闘機が緊急着陸。

今号の略語

BRAC = 基地閉鎖・再編

CIA = 米中央情報局

CPA = 連合国暫定当局

IAEA = 国際原子力機関

INVO = イラク核査察事務所

ISG = イラク調査団

MD = ミサイル防衛

NATO = 北大西洋条約機構

NPT = 核不拡散条約

ROE = 交戦規定

UNMOVIC = 国連監視検証査察委員会

VERTIC = 検証調査・訓練・情報センター

ピースデポの会員になって下さい。

新サービスとして『モニター』電子版のメール配信を開始しました。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。また、従来どおり紙でも受取れます。会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報の利用等に優遇されます。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局 <office@peacedepot.org>

梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <tamaki@pw.catv.ne.jp> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、大澤一枝、田巻一彦、津留佐和子、中原聖乃、中村和子、野間伸次、李俊揆、梅林宏道